

長期間利用のない貯金口座解約にかかる取扱いについて

伊賀ふるさと農業協同組合

普通貯金規定および総合口座取引規定では、貯金者によるご利用が“一定の期間”なく、かつ残高が“一定の金額”を超えることがない場合には、貯金取引を停止し、貯金口座を解約することができる旨、規定しております。

今般、当組合では、お客様の貯金口座を金融犯罪からお守りする観点等から、規定における“一定の期間”ならびに“一定の金額”を以下のとおり設定させていただきますとともに、要件に該当する貯金口座につきましては、お客様に通知させていただくことにより解約をさせて頂く場合がございますので、予めご了承ください。

お客様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 普通貯金規定第 14 条 4 項および総合口座取引規定第 16 条 5 項の条文

この貯金が、当組合が別途表示する一定の期間貯金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

2. “一定の期間”ならびに“一定の金額”の設定

一定の期間	3 年
一定の金額	0 円
適用開始日	令和 3 年 4 月 1 日

3. その他

総合口座につきましては、同口座の普通貯金および定期貯金が、ともに上記の要件に該当する場合は、口座解約の措置を講じさせて頂く場合がございます。

上記内容につきまして、ご不明な点等ございましたら最寄りの店舗までお問い合わせください。

以上
(令和 3 年 4 月 1 日)